

【2017年8月24日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第138号 ■

目次

【今号の内容】

- 「中小企業のための女性活躍推進事業」を実施しています
- 「人事労務担当者向け 職場のハラスメント対策セミナー」を開催します
～専門家を無料で派遣する社内研修／取組アドバイスも実施～
- 今年度から「パワーハラスメント対策専門家養成研修」を開催します
- ハラスメント防止のための動画を、厚生労働省の動画チャンネルで公開中
- 第1回「大人と子供が向き合い休み方改革を進めるための『キッズウィーク』総合推進会議」が開催されました～働く人が年次有給休暇を取得しやすい環境整備に取り組みます～

「中小企業のための女性活躍推進事業」を実施しています

厚生労働省では、「中小企業のための女性活躍推進事業」において、中小企業の女性の活躍を推進する取組を支援しています。中小企業の事業主、人事労務担当者の皆さま、社員の活躍を後押しし、人材確保や業績向上に努めましょう。

【中小企業のための女性活躍推進事業の内容】

◆説明会・シンポジウムなどの開催（無料）

従業員数300人以下の中小企業の事業主の方、人事労務担当者の方向けに、女性活躍推進法の概要、企業の課題分析や行動計画策定、取組、認定取得等のポイントなどについて分かりやすく説明します。

全国47都道府県で開催しています。今後の実施日程については、「中小企業のための女性活躍サポートサイト」の「説明会・シンポジウム」のページをご覧ください。

<http://www.josei-suishin.com/seminar/explan/consultant.html>

◆女性活躍推進アドバイザーによる電話・メール相談、企業個別支援（無料）

女性活躍推進分野における企業支援の専門家であるアドバイザーが、御社の女性

活躍の状況（採用・就業継続・管理職割合など）の把握や、課題分析、達成すべき目標の設定などについて、訪問や電話・メールなどできめ細かにアドバイスします。女性の活躍に向けた取組が進んでいない、取り組み方が分からない、えるぼし認定取得を考えているなどの中小企業の事業主の方、人事労務担当者の方、ぜひご相談ください。

メール相談 <https://www.josei-suishin.com/contact/mail.html>

企業個別訪問支援 <https://www.josei-suishin.com/contact/regular.html>

【詳細はこちら】

中小企業のための女性活躍推進サポートサイト

<http://www.josei-suishin.com>

【お問い合わせ先】

一般財団法人女性労働協会（委託先）

女性活躍推進センター 東京事務局

電話 03(3456)4412（平日 9:00～17:30）

Email suishin@jaaww.or.jp

URL <http://www.josei-suishin.com>

「人事労務担当者向け 職場のハラスメント対策セミナー」を開催します
～専門家を無料で派遣する社内研修／取組アドバイスも実施～

厚生労働省では、企業の人事労務担当者向けに、職場における妊娠・出産等に関するハラスメント（いわゆるマタハラなど）、セクシュアルハラスメント（セクハラ）の防止対策や相談対応について解説するセミナーを開催します。【事前申込制・参加無料】

セミナーでは講義だけでなく、ケーススタディや自社の規定類を作成／修正する個人ワークも行うので、より理解しやすい内容となっています。

このセミナーの受講後、日を改めて、講師などが各受講者の企業を訪問し、社内向け研修会または職場のハラスメント対策などに関するアドバイスを行います。

1 人事労務担当者向け 職場のハラスメント対策セミナー

- 開催日 : 9月29日(金)、10月12日(木)、10月27日(金)、
11月17日(金)、11月24日(金)
- 会場 : 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 (会場の詳細は受講者に別途連絡) 千代田区大手町1-5-1)
- 定員 : 各回10名程度(1社1名まで。定員になり次第受付終了)
- 参加費 : 無料
- 内容 : 講義(妊娠・出産等に関するハラスメント・セクハラの基本知識と対策(ケーススタディ含む))
個人ワーク(自社方針、規定、対応マニュアルの作成/修正)

2-1 社内研修の実施(講師派遣)

上記1のセミナー講師などが企業を個別に訪問し、社内向けの妊娠・出産等に関するハラスメント・セクハラ防止研修を実施します。

- 実施対象 : 原則として上記1の人事労務担当者向けセミナーに参加した企業
- 実施期間 : 2017年10月から2018年2月頃(個別に調整)
- 受講対象 : 従業員向け/管理職向け/人事部門向け など

2-2 個別企業訪問による取組アドバイス

上記1のセミナー講師などが企業を訪問し、セミナーで作成した規定などに関するアドバイスの他、妊娠・出産等に関するハラスメント・セクハラ防止対策、相談対応に関するアドバイスを行います。

- 実施対象 : 原則として上記1の人事労務担当者向けセミナーに参加した企業
- 実施期間 : 2017年10月~2018年2月頃(個別に調整)
- 支援内容 :

○上記1のセミナーで作成した文書に関わるアドバイス

(添削結果をフィードバック)

(※1. のセミナーに参加された企業のみ)

○妊娠・出産等に関するハラスメント・セクハラ防止対策や相談対応の手順などに関するアドバイス など

注) 実際に発生している妊娠・出産等に関するハラスメント事案、セクハラ事案については、個別の対応は行いません。あらかじめご了承ください。

【申込方法など詳細はこちら】

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社(委託先)

<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/201708.html>

今年度から「パワーハラスメント対策専門家養成研修」を開催します

厚生労働省では、新たに今年度から企業に対してパワーハラスメント対策の導入を継続的に支援できる人材を養成する「パワーハラスメント対策専門家養成研修」を開催します。

この研修では、企業の人事労務担当者、使用者団体の方、安全衛生管理者、産業医、産業保健スタッフなどのために、パワハラ予防・解決方法について、コミュニケーション手法なども含めた取組方法や、個別相談、個別労働紛争解決システムなどの対応方法などを、企業の取組事例や裁判例も交えながら解説します。【事前申込制・参加無料】

【研修内容】

・ 講義

パワハラの実状と課題、予防・解決方法、実際に対策に取り組んでいる企業の事例紹介に加え、パワハラ関係の裁判例、関連法令なども解説します。

・ グループワーク、ロールプレイ

用意された題材をグループで討議することによって、パワハラ予防の具体的な取組方法を理解し、状況に応じた取組方法を提案する力を身につけていただきます。また、相談窓口における対応方法やコミュニケーション手法について、ロールプレイによって体感することで理解していただきます。

【今年度の開催予定】

- ・ 北海道 9月28-29日（木、金）TKP 札幌ビジネスセンター赤レンガ前
- ・ 宮城 10月12-13日（木、金）TKP 仙台東口ビジネスセンター
- ・ 東京① 11月16-17日（木、金）全水道会館
- ・ 福岡 11月30日-12月1日（木、金）TKP カンファレンスシティ博多
- ・ 香川 12月14-15日（木、金）高松センタービル
- ・ 東京② 1月11-12日（木、金）全水道会館
- ・ 大阪 1月25-26日（木、金）TKP ガーデンシティ大阪梅田
- ・ 愛知 2月1-2日（木、金）TKP ガーデンシティ PREMIUM 名古屋新幹線口
- ・ 広島 2月22-23日（木、金）TKP ガーデンシティ PREMIUM 広島駅前

【申込方法など詳細はこちら】

<https://pawahara-seminar.jiwe.or.jp/expert>

ハラスメント防止のための動画を厚生労働省の動画チャンネルで公開中

妊娠・出産などに関するハラスメント（いわゆるマタハラなど）やセクシュアルハラスメント（セクハラ）を防止するための動画を作成し、厚生労働省の動画チャンネル（YouTube）に掲載しました。

公開中の動画は2本で、それぞれ妊娠・出産等に関するハラスメント防止、セクハラ防止に向けた内容となっています。職場でのハラスメントの理解や防止のため、社内研修などにご活用ください。

<動画1> 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止に向けて（13分28秒）

<https://www.youtube.com/watch?v=l5Dqzz9z5X0&feature=youtu.be>

【内容】

1. ハラスメントに該当する事例・該当しない事例の紹介
2. 妊娠・出産等に関するハラスメントの解説
3. 妊娠・出産等に関するハラスメントの発生状況・実態について
4. 妊娠・出産等に関するハラスメント防止に関する法令
5. 妊娠・出産等に関するハラスメント防止のために講ずべき措置

<動画2> セクシュアルハラスメントの防止に向けて（11分34秒）

<https://www.youtube.com/watch?v=s3Vx0gCUw3I&feature=youtu.be>

【内容】

1. セクシュアルハラスメント事例紹介
2. セクシュアルハラスメントの解説
3. セクシュアルハラスメントの発生状況・実態について
4. セクシュアルハラスメント防止に関する法令
5. セクシュアルハラスメント防止のために講ずべき措置

第1回「大人と子供が向き合い休み方改革を進めるための『キッズウィーク』総合推進会議」が開催されました～働く人が年次有給休暇を取得しやすい環境整備に取り組みます～

7月18日に、安倍総理大臣の出席の下、菅官房長官を議長とし、関係閣僚や有識者の方々をメンバーとする「大人と子供が向き合い休み方改革を進めるための『キ

『キッズウィーク』総合推進会議」が開催されました。

「キッズウィーク」は、地域ごとに学校の夏休みなどの長期休業日を分散化することで、大人と子供と一緒にまとまった休日を過ごす機会を創出しやすくするための取組で、平成 30 年度から実施されます。

この会議では、各委員からキッズウィークの実施に前向きな意見が表明されたほか、「大人がきちんと休めるような環境づくりを行う必要がある」などの意見も出ました。キッズウィークの推進は、働き方改革と表裏一体の、いわば「休み方改革」の推進でもあります。厚生労働省では、労働時間等設定改善法に基づく指針を改正し、働く人が年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けて取り組んでいきます。

【詳しくはこちら】

首相官邸「大人と子供が向き合い休み方改革を進めるための『キッズウィーク』総合推進会議」（平成 29 年 7 月 18 日）

<http://melmaga.mext.go.jp/c/jRS01Ib001a4>

【お問い合わせ先】

厚生労働省 雇用環境・均等局 職業生活両立課 働き方・休み方改善係

TEL 03(5253)1111（内線 7915）

-
- ★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplusk.jp/stop_form.php
 - ★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/contact.php>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
